保険料の納付、お忘れなく！

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたとき、また介護が必要になったときに安心して治療や介護サービスが受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

●保険料の納付は口座振替で

保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付にはぜひ、口座振替をご利用ください。

◆問い合わせ　保険料収納課

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費（※❶）の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

※❶ひと月の医療費　月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

※❷個人番号がわかるもの　個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。

● 自己負担限度額 ●

1 70歳未満の人

区分			3回目まで	4回目以降（※3）
住民税課税世帯	上位所得者（※1）	基礎控除後の総所得（※2）901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％	140,100円
		基礎控除後の総所得600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％	93,000円
	一般	基礎控除後の総所得210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％	44,400円
		基礎控除後の総所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯（※4）			35,400円	24,600円

※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。
※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円（基礎控除）を引いた額を全て合算した額。
※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

2 70歳以上75歳未満の人

区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
住民税課税世帯	現役並み所得者〈※1〉	57,600円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％〈※6〉
	一般〈※2〉	14,000円（年間上限144,000円〈※5〉）	57,600円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ〈※3〉	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ〈※4〉		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。
※2 現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人。
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人（低所得者Ⅰ以外の人）。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。
※5 平成29年8月から平成30年7月までの1年間に、外来分の医療費総額が144,000円を超えた額について払い戻すことができます。
※6 過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

70歳未満と70歳以上の人では、限度額が異なります。

申請には、保険証、領収書、印かん、口座番号、個人番号（マイナンバー）がわかるもの（※❷）が必要です。確定申告の医療費控除用に領収書を提出されるまえに、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。

平成29年分の確定申告で医療費控除を受けられる場合、「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となりますが、必ず領収書を手元に保管しておいてください。

1 70歳未満の人の場合

同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

2 70歳以上75歳未満の人の場合

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。

外来（個人単位）と入院・外来（世帯単位）で限度額が異なります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が、入院や外来でひと月の自己負担限度額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

◆問い合わせ　国保医療課

お茶で一服　9 お茶の京都in八幡

『お茶の京都博』の開催にあわせ、お茶に関連した話題を平成30年2月号まで連載します。第9回は、「お茶の京都in八幡」についてです。

11月26日（日）、市のお茶の戦略的交流拠点に位置付けられている「松花堂庭園・美術館」、「やわた流れ橋交流プラザ『四季彩館』」で「お茶の京都博」のイベントが開催されました。

●お茶の京都in松花堂茶会

松花堂庭園内にある3つの茶室（松隠、梅隠、竹隠）に本席、美術館別館に副席と煎茶席を設け、市の特産である「碾茶（てんちゃ）」を使った抹茶でお茶会が行われました。参加者約250人は、紅葉が見ごろを迎えた園内で、おいしいお茶を味わっていました。

特産碾茶で地域交流

お茶を飲み比べる参加者たち

お茶席を楽しむ参加者たち

煎茶席では、男山第二中学校の生徒12人がお点前、お運び等4種類の役割に分かれ、練習の成果を披露しながら、心をこめておもてなししました。

●お茶の京都in四季彩館

八幡産の碾茶など5種類のお茶の味や香りなどから銘柄を当てる「茶香服（ちゃかぶき）大会」が行われました。参加者40人は、お茶を出されると、最初に色を確認し、香りを楽しみ、最後に一口味わいながら茶銘を予想。順番を変えながら5回飲み比べ、お茶を使った優雅な遊びを楽しんでいました。

●来月21日「空中茶室」シンポジウム（仮称）

江戸時代に男山にあった空中茶室「閑雲軒」。その歴史的意義を現代にどう生かすかを考えるシンポジウムを開催します。

日時　平成30年1月21日（日）午後1時30分～3時45分
場所　文化センター小ホール
※詳しくは広報やわた1月号でお知らせします。シンポジウムの問い合わせは商工観光課へ。

◆問い合わせ　秘書広報課

お茶の京都博 〔12・1・2月のEVENT〕

Discover Premium Green お茶の京都

茶畑ビューイング2017

2017年10月21日（土）～12月3日（日）
宇治茶の最大の生産地である和束町をめぐるイベント。茶畑アート、茶畑ハウス、スタンプラリーなどを開催！
場所 和束町石寺、白栖 ほか　☎0774-78-3002（和束町地域力推進課）

お茶の京都記念・マチナカ鍋フェスタ

2017年12月3日（日）
第8回全国ご当地鍋フェスタ『鍋-1 グランプリ』を開催。ボルダリング体験、ココロオークションも登場！
場所 笠置町内（天然わかさぎ温泉笠置いこいの館ほか）　☎0743-95-2301（笠置町企画観光課）

全国玉露のうまい淹れ方コンテスト大会（予選、本選）

【予選】2018年1月13日（土）
※予選会では、本選のシード権を決定します。
【本選】2018年2月12日（月・祝）
※直接、本選に参加することが出来ます。
日本茶の最高峰「玉露」の美味しい淹れ方の日本一を決定します。誰でも参加可能！
※事前申込が必要です。
☎0774-64-1362（京田辺市農政課）
場所 【予選】京田辺市立社会福祉センター【本選】メルパルク京都

全国茶香服大会

2018年2月25日（日） 予定
「日本緑茶発祥の地」宇治田原町で全国の茶どころを交えての茶香服大会を初開催。町内を巡りお茶の飲み比べなど楽しい催しも！
場所 宇治田原町住民体育館ほか町内各所　☎0774-88-6638（宇治田原町産業観光課）

お問合せ　お茶の京都博実行委員会事務局（京都府企画理事付）075-414-4529
詳細は「お茶の京都博」HPへ！（ochahaku.kyoto）